

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、南国交通株式会社から令和6年9月27日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線一部廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。
意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

公示番号：九運公第79号

事案番号：鹿6廃5（南国交通株式会社）

イ 意見聴取の日時及び場所

令和6年11月28日（木）13時30分から

福岡合同庁舎新館 九州運輸局 10階 小会議室

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

【鹿児島県】

鹿児島県総合政策部交通政策課長 鈴木 圭祐

【さつま町】

さつま町総合政策課長 大平 誠

【薩摩川内市】

薩摩川内市経済シティセールス部経済政策課長 高山 和人

エ 陳述の要旨

【鹿児島県】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（南国交通株式会社）との協議内容

・運送事業者、関係自治体より要望が無かったことから、鹿児島県バス対策協議会は開催していない。

(2) 自治体や住民等の意見

・薩摩川内市

市としては、廃止はやむを得ない。

また、地域住民からの意見等は特になかった。

現在の利用者は中学生が大半であるため、代替交通手段として、教育委員会においてスクールバス等の対応を予定している。

・さつま町

廃止に伴い本町管内での停留所は6か所該当するが、近年、いずれの停留所も利用実態がないとの報告を受けている。

また、コミュニティバスも一部地域を運行しており、廃止に係る地域への影響はないものとしている。

(3) 廃止予定日の繰り上げの是非 …… 非

薩摩川内市において、令和7年4月1日より代替手段等への切替を検討しているため、廃止予定日繰り上げは「否」。

【さつま町】

令和6年4月25日に事業者より廃止の申し出があった。

廃止に伴う本町管内での停留所は6か所該当し、近年、いずれの停留所も乗降の利用実態がないとの報告を受けている。また、コミュニティバスも一部地域を運行しており、廃止に係る影響はないものとみなし同意した。

【薩摩川内市】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（南国交通株式会社）との協議内容

南国交通株式会社より、令和5年1月19日、乗務員不足・不採算路線のため廃止したい旨の申し出があった。

また、本市地域公共交通活性化協議会での協議は行っていない。

(2) 自治体や住民等の意見

令和6年11月21日、路線沿線の地区コミュニティ協議会へ説明を行い、意見を聴取したが、反対意見等は特になし。

また、地域住民からの意見も寄せられていない。

本市としても、当該路線の廃止はやむを得ないものとする。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

沿線地域では、平成27年7月より「祁答院デマンド交通」を運行しており、路線廃止に対する新たな代替運行は行わない。

(4) 廃止予定日の繰り上げの是非 …… 非

現在の利用者は、中学生の通学での利用が大半であるため、本市の教育部局が新たにスクールバスを運行する予定となっている。

スクールバスの運行が令和7年4月より開始予定のため、廃止予定日の繰り上げは「否」。